

山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業運営業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和7年3月7日

1 業務の目的

県では、エネルギー価格や物価高騰等により経営環境が厳しさを増すなか、中小企業者等が実施する省エネ設備更新や再エネ設備導入に要する経費の一部について補助金を交付する。

本事業は、この「山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金」の申請支援や申請受付、審査、問合せ対応、申請提出書類への修正指示を行う事務局業務、不正受給疑惑への対応、本補助金の利用促進のための広報業務を一体的に行い、効果的・効率的に中小企業者等の支援を図るものである。

2 業務の概要

（1）名称 山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業運営業務委託

（2）履行期間 契約締結日から令和8年3月16日

（3）委託内容

別紙「山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（4）委託料上限額

金247,535,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 企画提案に係る日程

- | | |
|----------------|------------------|
| （1）募集開始 | 令和7年3月7日（金） |
| （2）資格確認申請提出期限 | 令和7年3月14日（金）午後4時 |
| （3）質問票提出期限 | 令和7年3月14日（金）午後4時 |
| （4）質問回答 | 令和7年3月19日（水） |
| （5）企画提案書提出期限 | 令和7年3月24日（月）午後4時 |
| （6）プレゼンテーション審査 | 令和7年3月26日（水）予定 |
| （7）審査結果通知 | 令和7年3月28日（金）予定 |

4 企画提案の参加資格

(1) 提案参加資格

企画提案に参加する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②この公告の日から企画提案審査の日までの間に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」または「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（令和3年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑤山梨県内に本店又は支店を有し、物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- ⑥県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- ⑦山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

- ①企画提案応募資格確認申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
※物品等入札資格者名簿に登録されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付すること。この場合において、②の提出は不要とする。
- ③会社概要等整理表（様式第3号）
※会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。
- ④同種・類似業務実績整理表（様式第4号）

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

令和7年3月14日（金）午後4時

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

農政部果樹・6次産業振興課

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館6階
- ・電話 055-223-1601（直通）
- ・メールアドレス kaju@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

- ・書類提出は、持参または郵便若しくは電子メールによるものとし、上記期限までに提出場所に必着のこと。
- ・持参の場合は、受付は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）
- ・郵便により申請書を受けつけた場合は電話で確認の連絡を行うので、送付後平日2日以内に連絡がない場合には、(4)の電話番号に問い合わせること。
- ・電子メールの場合は件名を「山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業運営業務委託資格確認申請書」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

①質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式第5号）に記載の上、電子メールにて4(4)のメールアドレスに送信し、電話にてメールの受信確認を行うこと。

②受付期限

令和7年3月14日（金）午後4時

③質問に対する回答

令和7年3月19日（水）までに質問者へ電子メールで送付及び県ホームページに掲載する。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

①企画提案書

ア 次の書類を作成し添付すること。（任意様式）

- ・原則A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ、ページ数制限なし、日本語表記で12ポイント以上（A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。）
- ・表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号を付番すること。
- ・提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。

イ 次のような内容を記載すること。

- ・別に定める仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
- ・仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ・できる限り「山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業運営業務委託審査基準」（以下「審査基準」という。）の項目に沿って企画提案書の作成を行うこと。また、特徴や有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、分かりやすく記載すること。

②見積書

- ・見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。（人件費、広報費、賃借料、通信費、消耗品費、旅費等）
- ・見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を基準に契約の協議を行うので、企画書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。

③提出部数及び提出方法

- ・企画提案書 正本1部、副本12部
 - ・見積書 正本1部、副本12部
- ※持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

④提出期限

- ・令和7年3月24日（月）午後4時
- 持参の場合、受付は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

⑤提出先

農政部 果樹・6次産業振興課

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館6階
- ・電話 055-223-1601（直通）

⑥その他

- ・郵送により企画提案書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜日・祝日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
- ・提出期限後における企画提案書の再提出、差し替えは一切認めない。

（3）企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

なお、プレゼンテーションは企画提案書の内容を6（1）①の山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業運営業務委託事業者選考審査会の審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。その際、企画提案書と関係のないことは説明できない。また、当日の追加資料は認めない。

① 実施日時・場所

- ・令和7年3月26日（水）予定
 - ・山梨県庁内
- ※時間、場所の詳細は別途通知する。

②プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書説明15分、質疑応答15分）を予定

③その他

- ・提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

④参加人数

3人までとする。

6 審査及び結果の通知

(1) 選考方法

- ①山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業運営業務委託事業者選考審査会が、企画書の内容及び5（3）の提案者のプレゼンテーションにより審査する。
- ②企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、審査基準のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。
- ③得点が同一の場合は、審査項目「業務遂行能力」の得点が最も高い提案者を選定する。
- ④総得点が1位であっても、事業の趣旨に沿わない場合や審査委員の3名以上が審査点が50点未満の場合は順位にかかわらず委託候補者としがないことがある。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後速やかに参加者あてに通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- ③同一人が2件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

7 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

また、契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

- (2) 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除する。

- (3) その他 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

8 その他

- (1) 企画提案に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

- (2) 提出された書類は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

- (4) 参加資格確認申請後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式第6号）」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

9 問い合わせ先

農政部果樹・6次産業振興課

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館6階
- ・電話 055-223-1601（直通）
- ・メールアドレス kaju@pref.yamanashi.lg.jp